

「令和5年度web3等先端技術を活用したDX実証事業支援委託業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

令和5年度 web3 等先端技術を活用したDX実証事業支援委託業務

2 趣旨

熊本県では令和4年（2022年）2月に策定した「くまもとDXランドデザイン」に基づき、産学官金の連携・共創により、県全体でのDXの推進を目指し、取組んでいる。

令和5年度の新たな事業として、ブロックチェーン、NFTなどweb3等先端技術の可能性についての知見の蓄積と地域課題への活用方法の参考を目的とし、「令和5年度 web3 等先端技術を活用したDX実証事業委託業務」を実施する。本事業は当該事業を実施する事業者（以下POC事業者という）に対する、県によるプロジェクトマネジメント、周知・広報コンテンツの作成等に係る支援業務を委託するものである。

3 委託業務の概要

(1) 内容

別紙「令和5年度web3等先端技術を活用したDX実証事業支援委託業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）

(3) 委託限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 対象経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要な人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に関わる経費等、一切の経費を含む。

4 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 企画振興部 デジタル戦略局 デジタル戦略推進課 戦略推進班

電話：096-333-2469

FAX：096-381-8211

メール：dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

提案者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の許可を受けていること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体でないこと。

6 応募手続き

(1) 質問及び回答

質問方法

質問書【別紙様式1】により電子メールで提出すること。

① 提出期限

令和5年（2023年）4月5日（水）正午（必着）

② 提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 質問への回答

令和5年（2023年）4月7日（金）までに、参加申込者全員に対して電子メールで回答を送付する。

(2) 参加表明書等の提出

① 提出書類

参加表明書及び会社概要【別紙様式2、3】を電子メールで提出すること。

② 提出期限

令和5年（2023年）4月11日（火）正午（必着）

③ 提出先

「4 担当部局」に同じ

④ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面（紙面もしくは電子データ）で通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書

「⑤企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

(ア) 用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4判10ページ以内（表紙除く）とし、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。

(イ) 企画提案書全体を1ファイルにまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚は

A 4判用紙2枚として換算する。

(ウ) 企画提案書表紙に「件名」、「企業・団体名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先（電話番号／メールアドレス）」を記載すること。

イ 積算書（任意様式）

(ア) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。

(イ) 内訳（人件費、サービス利用料、旅費等）を詳細に記載すること。

(ウ) 企画提案書の最終ページに添付すること。

※積算書は提案書の10ページ制限に含めない

② 提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和5年（2023年）4月17日（月）正午（必着）

④ 提出方法

電子データでの提出とする。

⑤ 企画提案内容

以下のポイントについて具体的に記述すること

(ア) 下記先端技術についての提案者（法人）におけるこれまでの関わり

- ・ 下記先端技術に対する過去5年以内の業務上の関わりや業務実績について記述すること。
- ・ その他、下記先端技術に対する提案者の強みが有れば記述すること。

ブロックチェーン
NFT
デジタルツイン・メタバース

(イ) 法人としての実績

- ・ 過去5年以内の類似業務におけるプロジェクトのマネジメントや、アドバイザー・戦略策定等の実績について記述すること。（最大3件）

(ウ) POC事業者における実施計画書の案

- ・ 「令和5年度web3等先端技術を活用したDX実証事業」の実施事業者（2件）の着実な事業実施に向けて、実証着手前に作成を求める実施計画書の構成・記載項目について様式も含め記述すること。（POC事業者による着実な事業実施を可能とするという視点で、記載項目を十分に検討すること）

(エ) 業務実施体制

- ・ 本業務における実施体制、主たる業務担当者の役割について記述すること。
- ・ 主たる業務担当者について過去5年以内の業務実績について記述すること。

(オ) その他

- ・ 営業日、時間、電話番号、メールアドレス等問合せ受付体制について
- ・ 上記以外に事業の目的達成に資するアピールポイントについて記述すること。

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

1次審査（書面審査）及び、2次審査（プレゼンテーション）によるプロポーザル方式とする。県庁内に設置する審査会において審査する。審査会が『(参考) 評価項目』に基づき、1次審査：書面審査を行い、基準点（60点）を上回ったものから上位3件のみ2次審査を実施する。2次審査の結果、合計点が60点を上回った提案のうち、合計点上位から1件を採択し、受託候補者とする。なお応募が全体で1件でも審査を行うが、合計点がこの基準点（60点）を下回った場合は受託候補者とならない。

(2) 審査会でのプレゼンテーション（2次審査）

令和5年（2023年）4月24日（月）

- ①プレゼンテーション15分、質疑応答5分とする
- ②オンラインでの実施も可能
- ③1次審査の結果は、4月20日（木）に合否に関わらず全ての提案者に通知する
- ④プレゼンテーションの実施時間は10：00～17：00の何れかを予定しており、発表順については1次審査の結果通知にて行う

(3) 結果通知

審査結果は、合否に関わらず2次審査に参加した全て提案者に書面（紙面又は電子データ）で通知する。

8 契約

受託候補者と委託上限額の範囲内で契約を締結する。

また、契約内容については、仕様書及び企画提案書等に基づき、受託候補者と協議を行い、最終的な業務内容をとりまとめたうえで契約を締結する。

なお、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点に評価した提案者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

9 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ①参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- ②企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ③提出された企画提案書等については、県庁内でコピーし、共有する場合がある。ただ

し提案者に無断で熊本県以外の第三者に配布することはしない。

- ④ 提出期限までに参加申込書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、提案者として認められないものとする。
 - ⑤ 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加申込書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合により参加を辞退することになった場合は、参加辞退届【別紙様式4】を提出すること。
- (3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者（提案グループに属する企業・団体等を含む）が「5 参加資格」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

1.1 スケジュール（予定）

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和5年3月23日（木）
(2) 質問書の提出期限	令和5年4月5日（水）正午 必着
(3) 質問書の回答期限	令和5年4月7日（金）
(4) 参加表明書提出期限	令和5年4月11日（火）正午 必着
(5) 企画提案書提出期限	令和5年4月17日（月）正午 必着
(6) 1次審査（書面審査）	令和5年4月19日（水）
(7) 1次審査結果通知	令和5年4月20日（木）
(8) 2次審査（プレゼンテーション）	令和5年4月24日（月）
(9) 2次審査結果通知	審査後1週間以内を予定

(参考) 評価項目

No	項目	内容	配点
1	事業に対する理解度	・ 提案内容は本事業の目的に合致しているか	30
2	実施計画書の有効性	・ 実施計画書の内容が事業完遂に十分に有効な内容になっているか	20
3	実施体制	・ 提案内容を実現するための体制が整えられており、関係者間の役割分担が明確であるか	20
4	実績・知見	・ 提案事業者は法人として十分な実績を有するか ・ 実務にあたる担当者が十分な実績を有するか (地域課題解決等に資するプロジェクトマネジメントの実績、あるいはアドバイザー・戦略策定等の実績)	20
5	見積	・ 提示された積算書は適正であり費用対効果が高いか	10
	計	—	100